

ふるさと石川の環境を守り育てる条例に係る

# 環境アセスメント(環境影響評価)制度のあらまし

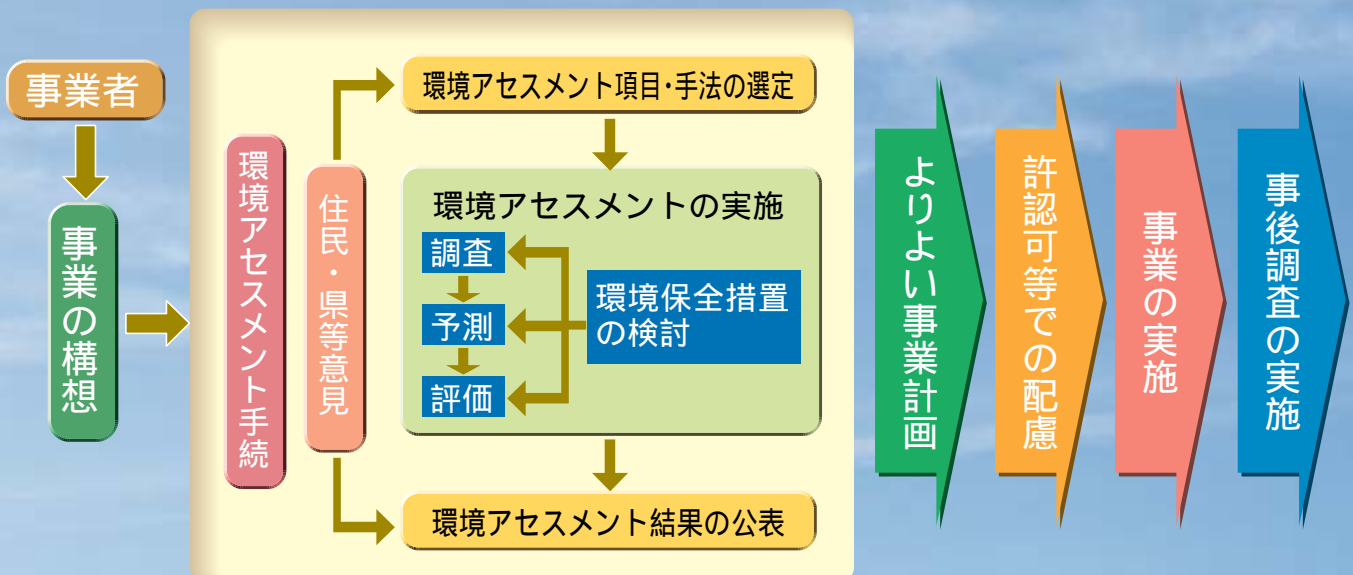
平成16年7月  
石川 県

## 1 環境アセスメント制度とは

環境アセスメント制度とは、土地の形状の変更や工作物の新設などの開発事業で、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者自らがその事業が環境にどのような影響を及ぼすかをあらかじめ、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくことを目的とする制度です。

本県では、このような環境アセスメントの対象規模や一連の手続きなどを定めた石川県環境影響評価条例を平成11年3月に制定・運用してきましたが、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に統合し、平成16年4月から一層内容の充実した環境アセスメント制度としてスタートしました。

### 環境アセスメントの考え方



## 2 環境アセスメントの項目

調査・予測・評価の対象となる項目は、次のとおりです。

環境の構成要素の良好な状態の保持	大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、地形・地質、地盤沈下、土壌汚染、水利用、樹林地、雨水排水、日照障害
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物、動物、生態系
快適環境の保全・創造	景観、野外レクリエーション地、文化財
環境への負荷の低減	廃棄物等、温室効果ガス

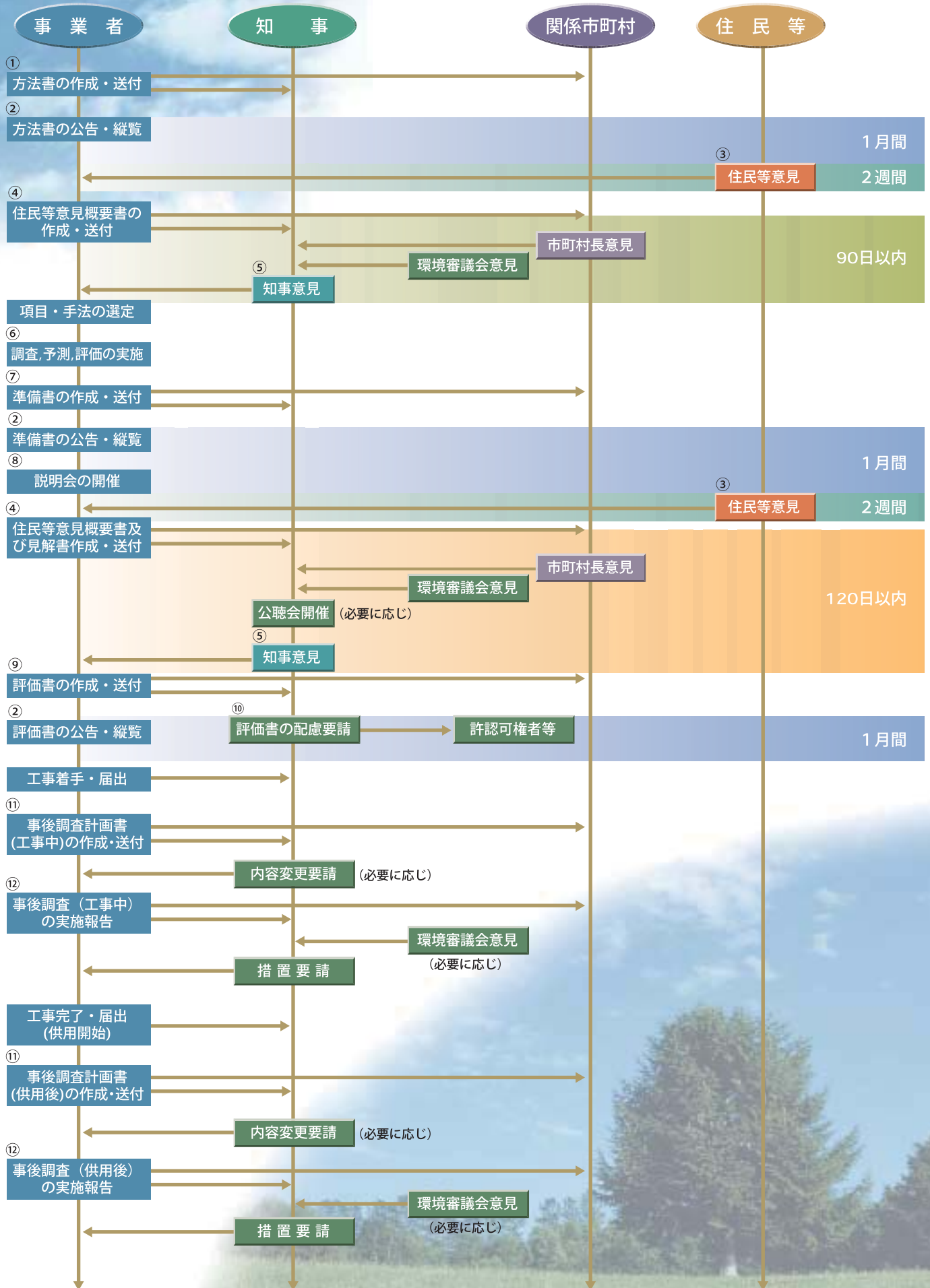
注) 詳細は、石川県環境影響評価技術指針をご覧ください。

### 3 条例の対象事業

事業の種類	第1区分事業の要件	第2区分事業の要件
1 道路 高速自動車道 一般国道 林道	すべて 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	4車線以上・7.5km以上10km未満 幅員6.5m以上・15km以上20km未満
2 河川 ダム 堰 湖沼水位調節施設 放水路	貯水面積 100ha以上 湛水面積 100ha以上 湖沼開発面積 100ha以上 改変面積 100ha以上	貯水面積 75ha以上100ha未満 湛水面積 75ha以上100ha未満 湖沼開発面積 75ha以上100ha未満 改変面積 75ha以上100ha未満
3 鉄道 新幹線鉄道（規格新線含む） 普通鉄道 軌道（普通鉄道相当）	すべて 10km以上 10km以上	7.5km以上10km未満 7.5km以上10km未満
4 飛行場	滑走路長 2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満
5 発電所 水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 すべて	出力 2.25万kw以上3万kw未満 出力 11.25万kw以上15万kw未満 出力 7,500kw以上1万kw未満
6 廃棄物処理施設等 廃棄物最終処分場 焼却施設 し尿処理施設 <small>（モニタリング除く。）</small>	面積 5ha以上 処理能力 100ト/日以上 処理能力 100kl/日以上	
7 公有水面埋立て・干拓	面積 50ha超	面積40ha以上50ha以下であるもの及び 公有水面埋立法施行令第32条ノ2に定める 環境保全上特別の配慮を要する埋立て
8 土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
10 工業団地造成事業	面積 50ha以上 但し、工業地域・工業専用地域は100ha以上	
11 新都市基盤整備事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
13 宅地造成の事業 住宅団地造成の事業	面積 100ha以上 面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
14 工場又は事業場	燃料使用量（重油換算） 15kl/時以上 排水の量 1万m <sup>3</sup> /日以上	
15 畜産施設 牛 豚	牛 1,000頭（成牛換算）以上 豚 10,000頭（肥育豚換算）以上	
16 レクリエーション施設等 ゴルフ場 スキー場 別荘団地等	18ホール以上でホールの平均距離が 100m以上の施設及び9ホール以上で ホールの平均距離が150m以上の施設 面積 3ha以上 面積 50ha以上	国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境 保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区に係る区 域の面積が15ha以上のもの

注) 詳細は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則別表第五をご覧ください。

# 4 環境アセスメントの手続きフロー





## 環境アセスメントの手続きフローの用語説明

### 方法書の作成・送付

事業の目的・内容、事業実施区域とその周囲の概況、環境アセスメントの項目、調査・予測・評価の方法などを記載した方法書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。

### 公告・縦覧

方法書、準備書及び評価書を作成したとき、公告し、公告の日から1月間、事業者の事務所等で縦覧します。

### 住民等意見

方法書及び準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する人は、縦覧期間中及び縦覧終了後2週間の間に事業者に対し意見書を提出できます。

### 住民等意見の概要書等の作成・送付

住民等の意見を取りまとめた概要書等を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。

### 知事意見

住民意見に配慮し、市町村長意見を勘案するとともに、県環境審議会の意見を聴いた上で事業者に対して意見を述べます。

### 調査・予測・評価の実施

方法書への住民等意見、知事意見をもとに検討を加えた上で、環境アセスメント項目・手法等を選定し、調査・予測・評価を実施します。

### 準備書の作成・送付

方法書に対する住民等意見、知事意見、その意見に対する事業者の見解、調査・予測・評価の内容、環境保全のための措置の内容等を記載した準備書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。

### 説明会の開催

住民等に準備書の内容についての理解を深めていただくため、縦覧期間内に関係地域内において説明会を開催します。

### 評価書の作成・送付

準備書に対する住民等意見及び知事意見に検討を加えた上で、評価書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。

### 評価書の配慮要請

評価書の記載事項に基づいて環境保全についての配慮がなされるよう事業の免許を行う者や届出を受理する者などに要請します。

### 事後調査計画書の作成・送付

工事中・供用後の事後調査を実施する場合、計画書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。

### 事後調査の実施報告

事後調査計画書に基づき工事中及び供用後の事後調査を実施した場合、事後調査報告書を知事及び関係市町村長に送付します。

## 5 環境の保全の見地からの意見について

環境アセスメントは、事業者が行政や住民等からの意見や情報を聴きながら事業を環境に配慮したよりよいものにしていく制度です。

方法書や準備書などは事業者の事務所などで1月間縦覧され、その間は誰でも見ることができ、環境の保全の見地からの意見を有する人は、事業者に対し意見書を提出できます。

問い合わせ先

### 石川県環境安全部環境政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL 076 - 225 - 1463 (直通) FAX 076 - 225 - 1466

E-mail : [kn-sinsa@pref.ishikawa.jp](mailto:kn-sinsa@pref.ishikawa.jp)  
<http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/index.html>